平成２９年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿児島市吉野町2615番地16
債務者　前村　祐介
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５２３３号
大阪市平野区加美東３－１－27　４－Ｄ、住民票上の住所大阪市平野区加美西１丁目13番36－408号
債務者　松本　誠二
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２３号
大阪府東大阪市御厨６丁目１番７号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４４号
大阪市東成区大今里南５丁目20番２号
債務者　関川　素之
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０４４号
大阪府寝屋川市東神田町36番12―401号
債務者　増田真由美
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３０４号
大阪府門真市岸和田２丁目５番20―505号
債務者　中谷　栄慎
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３１５号
大阪市住吉区千躰２丁目８番１号　レインボー住吉の杜701号
債務者　月元　詩子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３３３号
大阪府東大阪市御厨南３丁目６番17号　南野文化
債務者　畠中　茂光
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３６４号
大阪市住吉区山之内５丁目３番18号
債務者　末次　律子（旧姓高尻・川田）
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７０号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目４番18号　アパート白川　308号室、前住所大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　明井　悟
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７７号
大阪府枚方市上野２丁目９番42―301号
債務者　岡地　邦和
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４２５号
大阪府豊中市北条町２丁目13番15―311号
債務者　山下　敦史
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４５３号
大阪府吹田市山田西３丁目48番８号
債務者　橋本賀代子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９０号
大阪府茨木市水尾２丁目６番31号
債務者　藤原　麻里（旧姓尾松）
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３号
大分県別府市朝見１丁目11番16号
債務者　佐藤　智敬
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６３号
函館市宮前町７番15号　有料老人ホームみやまえ
債務者　齋藤　勝美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０７号
函館市高盛町15番４号
債務者　能登智惠子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６３号
愛知県岡崎市舳越町字本郷110番地１、前住所愛知県岡崎市大樹寺３丁目９番地18　アーデル大樹寺　102
債務者　中島　徹
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係